

新たな科学的知見活用の見える化について（報告）

1 調査方法

「新たな科学的知見活用の見える化について」（農業資材審議会農薬分科会（第45回）資料6）に基づき、我が国で登録のある農薬を対象に、欧米における農薬の新たな評価結果や規制の強化に関する情報、コーデックスにおける基準値削除やその評価結果等に関する情報を整理。

なお、欧米については、

- ・ 多岐にわたる農薬の残留基準値又は適用作物の削除や登録の取消しがあった場合
- ・ 上記に繋がり得る情報として、有効成分の承認が認められないとの評価結果が公表された場合

また、コーデックスについては、

- ・ 有効成分について多岐にわたるコーデックス農薬最大残留基準値が削除された場合
- ・ 上記に繋がり得る情報として、ADI等の設定ができなかったとの評価結果が公表された場合

を対象とする。

2 調査結果

2025年4月1日～2025年9月30日に収集した情報のうち、上記に該当するものは別紙のとおり。

（別紙）

カルフェントラゾンエチル（水稻、芝等に使用される除草剤）

概要	○ FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）は、新規有効成分カルフェントラゾンエチルの評価に当たり、データスポンサーから使用実態に応じた植物代謝試験成績が提出されておらず、評価対象物質が決定できなかつたことから、本会合では MRL 案の勧告には至らなかつた旨を公表（2025年8月6日付け 2024年 JMPR 報告書）。
周辺情報	○ 第56回コーデックス残留農薬部会において、JMPR が評価を継続するためには、更なるデータが必要であることを確認した（2025年9月13日）。
我が国の評価状況	ADI : 0.03 mg/kg 体重/日 (ARfD, AOEL, AAOEL: 未設定)
対応状況	○ 引き続き、状況を注視する。諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては本情報も含め検討することとする。

ハロスルフロンメチル（水稻、芝等に使用される除草剤）

概要 周辺情報	<ul style="list-style-type: none">○ 欧州食品安全機関(EFSA)は、有効成分ハロスルフロンメチルの承認更新について農薬リスク評価のピアレビューに関する結論を公表(2025年7月3日)。○ 毒性試験に使用されたバッヂが現行又は新たに提案されている製造バッヂと同等かどうか確認ができない、ヒトに対する内分泌かく乱作用(エストロゲン、アンドロゲン、ステロイド合成)の評価が完了できない等の試験成績の不足が原因でADI、ARfD等が設定できず、承認基準を満たすかどうかの結論は出せなかった。
我が国の評価状況	ADI : 0.1 mg/kg 体重/日 (ARfD, AOEL, AAOEL: 未設定)
対応状況	<ul style="list-style-type: none">○ 引き続き、状況を注視する。諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては本情報も含め検討することとする。

フルフェナセット（小麦、大麦、芝に使用される除草剤）

概要 周辺情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欧州委員会 (EC) は 有効成分フルフェナセットの承認を更新しないことを公表（2025年5月20日付け官報）。 <ul style="list-style-type: none"> ・内分泌かく乱物質として特定するための基準を満たしている（EUでの登録拒否要件。ハザードカットオフ）と評価 <ul style="list-style-type: none"> （ADI: 0.004 mg/kg 体重/日、ARfD: 0.017 mg/kg 体重） 農薬リスク評価のピアレビューの結論（2024年8月28日承認）より ○ ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁 (BVL) は、有効成分フルフェナセットを含む製品の認可を取り消すことを公表（2025年6月11日付け）。 <p>【参考】米国の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録あり ・cRfD: 0.0017 mg/kg 体重/日, aRfD: 0.0017 mg/kg 体重（2015年）
我が国の評価状況	ADI : 0.011 mg/kg 体重/日 (ARfD, AOEL, AAOEL: 未設定)
対応状況	<p>【ADIについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ EFSA が ADI の設定根拠とした試験成績（2年間の慢性毒性/発がん性併合試験（ラット））は、我が国でも食品健康影響評価の際に活用。同試験で認められた腎孟鉱質沈着の所見について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ EFSA は、無毒性量が得られなかったと評価し、最小毒性量 1.2 mg/kg 体重/日を根拠に、追加の安全係数 2.5 を加味して ADI を設定（2003年）。今般、安全係数を 2.5 から 3 に変更したことにより、ADI を 0.005 mg/kg 体重/日から 0.004 mg/kg 体重/日に引き下げ。 ・ 我が国は、同試験において 1.2 mg/kg 体重/日が無毒性量であると評価。その上で、より小さい無毒性量が得られたこれとは別の1年間慢性毒性試験（イス）の 1.14 mg/kg 体重/日を根拠に ADI を設定（2011年）。 <p>【内分泌かく乱について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ EU では、暴露量を勘案せず、発がん性、生殖毒性、内分泌かく乱作用等の有無だけで登録不可とする枠組み。一方、我が国では、動物を用いた各種毒性試験成績で認められる所見とその無毒性量等のほか、我が国での農薬の使用方法による暴露量に基づきリスク評価を実施した上で登録の可否を判断。

今般、EFSA が評価した内分泌かく乱に関係するエンドポイントのうち、最小の無毒性量は、2.19 mg/kg 体重/日（ラットを用いたメカニズム試験（70日間））とされている。この値は、我が国の ADI の設定根拠となった無毒性量（1.14 mg/kg 体重/日。1年間慢性毒性試験（イヌ））より大きく、今般の情報が我が国の ADI を引き下げる根拠になるものとは考えにくい。

- 引き続き、諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては本情報も含め検討することとする。

ペルメトリン（茶、果樹、野菜等に使用される殺虫剤）

概要 周辺情報	<ul style="list-style-type: none">○ FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）は、データスポンサーから提出されたデータでは毒性学的評価を行うには不十分であり、再評価を行うことができなかつた旨を公表（2025年8月6日付け 2024年 JMPR 報告書）。○ 第56回コーデックス残留農薬部会において、今後、データスポンサーから追加資料が提出されることを確認し、JMPRで再評価が行われるまで、コーデックス農薬最大残留基準値は維持されることとされた（2025年9月13日）。
我が国の評価状況	ADI : 0.05 mg/kg 体重/日 ARfD : 0.5 mg/kg 体重 (AOEL, AAOEL: 未設定)
対応状況	<ul style="list-style-type: none">○ 今後、データスポンサーから提出される追加資料を踏まえ、JMPRにおいて改めて評価される見込みであり、引き続き状況を注視する。諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては本情報も含め検討することとする。

マレイン酸ヒドラジド（たばこに使用される植物成長調整剤）

概要 周辺情報	<ul style="list-style-type: none">○ FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）は、データスポンサーから提出されたデータでは毒性学的評価を行うには不十分であり、再評価を行うことができなかつた旨を公表（2025年8月6日付け 2024年 JMPR 報告書）。○ 第56回コーデックス残留農薬部会において、今後、データスポンサーから追加資料が提出されることを確認し、JMPRで再評価が行われるまで、コーデックス農薬最大残留基準値は維持されることとされた（2025年9月13日）。
我が国の評価状況	ADI : 0.25 mg/kg 体重/日 (ARfD, AOEL, AAOEL: 未設定)
対応状況	<ul style="list-style-type: none">○ 今後、データスポンサーから提出される追加資料を踏まえ、JMPRにおいて改めて評価される見込みであり、引き続き状況を注視する。諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては本情報も含め検討することとする。

メトリブジン（野菜や樹木等に使用される除草剤）

概要 周辺情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欧州委員会(EC)は、農薬の有効成分メトリブジンの承認を更新せず、有効成分メトリブジンを含む製品の加盟国での登録も2025年5月24日までに取り消すべきことを公表(2024年11月4日付け官報)。 <ul style="list-style-type: none"> ・内分泌かく乱物質として特定するための基準を満たしている(EUでの登録拒否要件。ハザードカットオフ)と評価。 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>ADI: 0.0013 mg/kg 体重/日、ARfD (AOEL, AAOEL) : 0.002 mg/kg 体重/日</p> <p>農薬リスク評価のピアレビューの結論(2023年7月5日承認)より</p> </div> ○ ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁(BVL)は、有効成分メトリブジンを含む製品の認可を取り消したことを公表(2025年5月24日付け)。 <p>【参考】米国の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録あり ・cRfD: 0.0013 mg/kg 体重/日、aRfD: 0.005 mg/kg 体重 (2017年) ・再評価中であり、2025年に中間決定案公表予定
我が国の評価状況	ADI: 0.0125 mg/kg 体重/日 (ARfD, AOEL, AAOEL: 未設定)
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ EUでは、暴露量を勘案せず、発がん性、生殖毒性、内分泌かく乱作用等の有無だけで登録不可とする枠組み。一方、我が国では、動物を用いた各種毒性試験成績で認められる所見とその無毒性量等のほか、我が国での農薬の使用方法による暴露量に基づきリスク評価を実施した上で登録の可否を判断。 ○ EFSAは、甲状腺ホルモンのかく乱による神経発達への影響が懸念される一方で、その作用機序が完全に解明されておらず、ヒトへの関連性を排除できないとして、追加の安全係数10を適用し、ADIを引き下げ。 ○ 我が国の農薬登録時に提出されている作物残留試験において、メトリブジンの残留量は、食品摂取量の多いトマトにおいて定量下限値(0.005 ppm)未満である。 ○ 本成分は、2025年3月に再評価対象として告示済であり、資料を受け次第、手続を開始予定。申請者は本情報も把握した上で資料の準備を進めており、再評価では、甲状腺比較試験等、EFSAが評価した試験成績も含め評価する。